

## 仕様書

自動運転の実現は、自動車産業の振興はもとより、高齢者等の移動支援など社会課題の解決にもつながることから、県では 2016 年度から先導的に自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

引き続き、社会実装に向けた取組を更に加速させるため、集客施設において、さらに先進的な実証実験を実施してビジネスモデルの構築を目指す。

### 1 業務名

「自動運転社会実装モデル構築事業（集客施設）」実施委託業務

### 2 事業目的

集客施設において、自動運転の社会実装を目指した実証実験を実施する。

### 3 業務の内容

#### (1) 社会実装を見据えた自動運転実証実験計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、テーマを設定すること。

また、社会実装に向けて定量的な目標値を 5 つ以上設定すること。なお、目標値には自動運転率を必ず含むこと。

選定に当たっては、現行の法制度（道路交通法、道路運送車両法等）に基づく手続きに係るスケジュールや道路管理者、施設管理者等の理解が得られることを前提として、社会実装の可能性が高いと見込まれるルートを選定すること。

なお、地域における移動ニーズや課題等に対応した、想定される具体的な事業スキームや社会実装でのビジネスモデルを提案すること。

また、当実証実験の実施にあたり、自動運転社会実装モデル調査事業（社会的受容性等、実装に資する試乗モニター、アンケート調査含む）を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ検証に必要な試乗枠、情報、データを提供するなど協力、連携を行うこと。

[実施ポイント] 実運行において再現可能なビジネスモデルの構築を目指す。

実施場所	・ 愛・地球博記念公園
自動運転技術等	・ 自動運転技術を活用したモビリティサービスの社会実装に資する先端的な技術を提案すること（走行技術面、運行管理、ユーザインタフェース等含む）。愛知県における 2023 年度の自動運転実証実験の結果を踏まえ、自動走行性能のさらなる向上を図ること。 ・ 歩行者等との混在交通における運行を検証すること。 ・ 輸送力を確保するため、立ち席での乗客の輸送の可能性を検証すること。 ・ 将来の定時運行を見据えた、技術面・運用面の検証を行うこと。 ・ 将来の車内無人化を見据えた、車内オペレーションを検証すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動運転「レベル4」を見据えた遠隔監視システムを導入すること。</li> <li>・原則、商用5Gを活用すること。</li> </ul>
運行者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事業者</li> </ul>
運行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会実装を踏まえた運行計画とすること。</li> <li>・社会実装時の課題を抽出するため十分な運行期間とすること。</li> <li>・愛・地球博記念公園が開園する平日に、原則3週間以上に渡り毎日定期運行を行うこと。</li> </ul>
選定車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス型車両を運行すること。具体的な車種については、移動ニーズに対応する形で選定すること。</li> </ul>
経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内東バスルート（非公道）を含むこと。</li> </ul>

※「公道」とは、道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第2条第1項で規定する「道路」の通称として用いている。

## （2）自動運転実証実験の実施

（1）で選定したルートにおいて、想定するビジネスモデルを明らかにするとともに実証実験を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。実証実験の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

## （3）実証実験の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた、社会実装に向けた技術面等の成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式Webサイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

## 4 委託業務に当たっての留意点

（1）委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

（2）受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

（3）納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

（4）採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

（5）実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保

険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。

- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (11) その他
  - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
  - イ 地元市町村や施設管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
  - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
  - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
- (12) 上記(1)から(11)については、再委託先においても適用する。

## 5 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室又は指定する場所

## 6 成果物

- ・成果報告書（3部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・上記の成果報告書とは別に、県 Web サイトに実証結果を縦覧するための要約版（20ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ様式）
- ・その他県と協議の上、県が指定するもの